

ノ如キビラヲ工場附近ニ撒布セリ

(2) 事業主側

事業主側ニテハ十三名ノ罷業ニ依リ何等ノ支障ヲ受ケズ作
業ヲ繼續シ居レルガ甲職工監督ハ相愛會相談後ニシテ解人
職工全部ハ相愛會員ナルヲ以テ之ヲ擁護シテ対抗スル意圖ヲ
有スルモノ、如クナルヲ以テ特ニ注意中

(3) 交渉状況

十五日午後七時工場ニ於テ罷業職工代表小野澤等ハ甲ト會
見シテ誠意アル態度ヲ示セト迫リシモ甲ハ之ヲ一蹴セリ

右及申(通)報候也

別記(一)

嘆願書

- 一、怪我ノ被害者約五ノ微塵ニシテ若者勤勞ト破入ノ最者日毎ハ被害
ヲ受ケシテ
- 二、労働時間ハ五時前七時ヨリ午後四時ニ至ルニ達スルハ往來車
ヲ受ケシテ
- 三、傷病ハ致傷ヲ以テ仕舞ヒシテ
- 四、傷重ノ之類ニ至リテ仕舞ヒシテ又拂日ハ月二回トシテ俸切リハ仕舞
日ノ二日ホトモシテ
- 五、之切ノ却命ニ依リ休業ノ場合ハ金口強ク仕舞ヒシテ
- 六、金口強クシテ健康保險ニ及ラセシメ保險拂込クニ付金口強クシテ
仕舞ヒシテ
- 七、労働者休業ニ及リテ金口強クシテ仕舞ヒシテ
- 八、解雇自由ニ及リテ金口強クシテ仕舞ヒシテ
- 九、労働者大切ニ及リテ金口強クシテ仕舞ヒシテ
- 一〇、労働者ノ生活金口強クシテ仕舞ヒシテ
- 一一、労働者ノ生活金口強クシテ仕舞ヒシテ